

上田市鳥獣捕獲確認アプリ導入事業 仕様書

1 事業の名称

上田市鳥獣捕獲確認アプリ導入事業（以下「本事業」という。）

2 事業の目的

本業務は、有害鳥獣捕獲従事者の鳥獣被害防止総合対策交付金緊急捕獲活動支援事業における捕獲情報を、スマートフォンなどで記録・集計できるアプリケーション（以下、「捕獲確認アプリ」という。）を導入することにより、リアルタイムに捕獲鳥獣の位置情報、時間、画像などの捕獲情報を上田市鳥獣被害対策実施隊と情報共有することで、捕獲従事者の報告書作成の負担軽減と、事務局の事務の効率化及びデータ活用、分析により効果的な有害鳥獣被害防止対策への反映を図る。

3 事業の内容

- (1) 捕獲確認アプリの導入
- (2) システムの運用・保守

4 契約期間等

- (1) 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- (2) システムの運用開始は令和 7 年 8 月 1 日（予定）とする。

5 対象地域

上田市全域

6 捕獲確認アプリの内容

- (1) 概要
 - ア 複数の地方公共団体において導入実績があり、現在も利用されていること。
 - イ 次年度以降利用者を拡大した場合、柔軟に対応できること。
- (2) アプリの要件
 - ア スマートフォン端末でアプリを利用できること。
 - イ 設定した ID の全員が当アプリを同時に利用できること。
 - ウ 捕獲従事者毎のデータ管理ができること。

(3) 機能要件

項目	内容
使用・管理	①スマートフォン・タブレットの利用による入力等の自動化
	②管理者のアカウント付与が可能
主な機能	
(1) 捕獲情報の記録	①捕獲場所（GPS により位置情報取得）
	②捕獲日時
	③捕獲従事者の認識（利用者 ID）
	④捕獲個体（体長）
	⑤捕獲個体（体重）
	⑥獣種（イノシシ・シカ・アナグマ・タヌキ・キツネ・ハクビシン）
	⑦性別（オス・メスの別）
	⑧捕獲写真（一頭につき複数枚記録可）
	⑨捕獲方法（銃・箱わな・くくり罠）
(2) 捕獲情報の集計	(1) ①～⑨の集計データ（CSV 等）抽出
(3) ジビエ利活用情報	搬入先（選択）
(4) 捕獲情報の出力・保存	・捕獲確認書（鳥獣被害防止総合対策交付金緊急捕獲活動支援事業報告様式）出力。または項目情報のデータ出力。出力したデータは、Excel で出力が可能であること。 ・証拠書類の電磁的記録（保存）ができること。
(5) 管理ツール機能要件	・管理画面に複数の PC から同時にアクセスできること。 ・管理ツールより、捕獲情報の補足・修正等ができること ・ID、パスワードによる管理ツールへのログイン制御ができること。

(4) その他

- ア 特定の権限を有するシステム管理者（森林整備課、真田・丸子・武石産業観光課）専用のアカウントを利用し、課をまたいだ統合的な管理ができること。

7 システムの導入

(1) セットアップ・導入フォロー

- ア 運用を開始するに当たり、当市の要求があった場合は設定作業等の支援を適宜行うこと。

(2) 操作マニュアル

- ア 運用開始前に操作マニュアルを作成し、提出すること。

- イ 操作マニュアルは、電子データ一式を提供すること。
- ウ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャー又は操作デモ動画を用いて分かりやすく説明すること。
- エ 機能の修正などがあった場合には、該当部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し、提供すること。

(3) 操作研修

当市から別途要請があった場合は、操作方法の習得を目的とした研修を開催すること。

8 運用保守

(1) 運用時間

通年 24 時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合は、事前に当市へ申し入れること。

(2) 障害対応

ア 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること

イ 障害が発生した場合には速やかに当市及び該当する利用者に報告し、早期復旧を図ること。

(3) システム保守

ア システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を定期的実施すること。

イ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

9 留意事項

- (1) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならない事項、及び本仕様書に記載のない事項であっても本業務を遂行するために必要な事項は、全て実施すること。
- (2) 受託者は、本仕様書及び提供された情報等については、他社への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- (3) 受託者は、当市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- (4) システムの運用開始日から起算して 1 年以内に、導入されたシステムに本仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。

- (5) 受託者は、本契約が終了した時には、サーバー内に保存されている当市に係るデータを完全に消去すること。ただし、データを消去する前に、市が必要とするデータの提供を行うこと。
- (6) 受託者は、当市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (7) 受託者は、当市の個人情報保護条例の趣旨を理解し、個人情報の保護に努めること。
- (8) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。